

【D16】自然資源について資源リースの概念を導入

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none"> 資源リースは、国民経済計算上無限の寿命を持つものとされる自然資源の法的所有者が、賃借人に、当該資産を自由に使用させ、その見返りに、定期的な支払いを得ることを可能とする取決めである。当該資源は、賃借人によって使用されるとしても、継続して賃借人の貸借対照表に記録される。借手から貸手に対する資源リースに係る定期的な支払は、財産所得（賃貸料）として記録する。 慣例として、自然資源の価値の減少は記録しない。国民経済計算では、所得の発生に関する限り、自然資源は実効的に無限の寿命を持つ。資源リースは国民経済計算上の資産として認識されるあらゆる自然資源に適用する。 <p>※自然資源に係る取引については、2008SNA マニュアルでは、①自然資源そのものの売買、②自然資源の利用許可の売買、③資源リース、の3つの形態が想定されている。資源の利用者には、①の場合、「自然資源」の取得、②の場合、「契約、リース、ライセンス」の内訳項目「自然資源の利用許可」の取得、③の場合、本勧告のとおり財産所得「賃貸料」の支払が記録される¹。</p>	<ul style="list-style-type: none"> (資源リースの概念は存在しないが、)有形非生産資産のうち、土地や地下資源(鉱物や化石燃料等)については、当該資源の所有者が資産を貸与する場合、借り手から貸し手への支払は財産所得(賃貸料)として記録する。



① 2008SNA への対応で求められる事項

- 2008SNA において資産として記録する全ての自然資源(土地、鉱物及びエネルギー資源、非育成生物資源、水資源、電波周波数帯域等)について、その取引が資源リースに該当する場合は、借手から貸手への定期的な支払を財産所得(賃貸料)として記録する。

② 主要計数への影響(概念上)

- 自然資源に係る取引を資源リースとして再定義した場合、新たに財産所得として計上する項目に関しては、その取引主体に応じて、政府の純貸出/純借入や家計貯蓄率に影響する。

2. 現行 JSNA での取り扱い

- 1993SNA では資源リースという概念自体は存在していないが、現行 JSNA では、土地の賃貸料について、借手から貸手に対する財産所得(賃貸料)を記録している。

3. 検討の方向性

- 次回基準改定における対応の考え方(案)

¹ 2008SNA マニュアルにおける①または②と③の区別の基準等については参考参照。

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている（一部）>

- ・資源リースの概念について、新たに JSNA に導入する。
- ・2008SNA において資源リースの対象となりうる自然資源の具体的な例として、土地、非育成森林資源、漁業資源、水資源、鉱物資源、電波周波数帯域が挙げられているが、我が国における各資産の性格や利用実態に照らし、資源リースに該当するケースがありうるか検討したところ（下記参照）、現時点では、土地（非育成森林資源を含む）に関する賃貸借を資源リースとして取扱い、その賃貸料を現行 JSNA 同様、財産所得として記録することとする。

ー土地については、その賃貸借は資源リースに該当すると考えられ、また、2. のとおり現行 JSNA でも既に賃貸料の受払いを記録しているため、この扱いを継続する。また樹木については、通常我が国では土地に付属するものとされており、非育成森林資源のリースは林地の賃貸借として土地分に含まれる扱いとなる。

ー漁業資源については、漁業法において漁業権の賃貸借が原則認められていないので、資源リースは存在しないと整理する。

ー水資源については、現状我が国において経済的な資産価値が存在しないと整理し（詳細は D12 の項を参照）、資源リースの対象とはしない。

ー鉱物資源については、「租鉱権」（他人の鉱区において鉱物を掘採・取得する権利）や「採石権」（他人の所有する土地における岩石・砂利の採取する権利）が存在し、これらの権利に基づき、本来の所有者である鉱業権者、土地所有者に対して資源の使用の対価として支払われる租鉱料、採石料が資源リースにおける賃貸料に該当しうる。ただし基礎資料上の制約や我が国における鉱業生産の規模等を勘案し、JSNA における財産所得への記録は見送る。

ー電波周波数帯域については、現在の電波法の下では、2008SNA で想定する経済的な資産価値が存在せず、自然資源には該当しないと考えられ、資源リースも存在しないと整理する^{2,3}。

4. その他の留意事項

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア

土地、原生林、地下資源について、資源リースの賃貸料を記録している。また、自然資源を使用する利用許可として、電波周波数ライセンスを記録している。

² 現在、わが国には、「電波の監視や無線局の管理、技術基準策定のための技術試験といった電波利用共益事務の受益者である免許人等が、電波利用共益事務の費用を分担する制度」（総務省 [2011]）として電波利用料制度が設けられている。電波利用料は、2008SNA 上、政府サービスに対する対価と位置付けられると考えられ、また、現行 JSNA でもそのように扱っている。

³ 仮に将来、我が国に電波オークション制度が導入された場合には、制度の詳細を踏まえ、自然資源の売買、自然資源の利用許可ないし資源リースのいずれかに扱うことを検討する。

参考 2008SNA における自然資源の売買と資源リースの峻別のための6基準

	基準	自然資源の売買 〔資産の売買、利用許可の売買〕 の双方を含む	資源リース
1	資産の利用者の費用と便益 ① 利用料が資産使用の成果に依存 ② 利用者が倒産した場合の利用料の払い戻し	資産使用のリスクと便益が利用者に移転 ① 依存せず ② 所有者による払い戻しがない	資産使用のリスクと便益が利用者に移転せず ① 依存する ② 所有者による払い戻しあり
2	利用料の一括前払い／分割払いの別	一括前払い	分割払い
3	契約の期間	長期	短期 (短い間隔での再交渉を含む)
4	第三者への譲渡可能性	譲渡可能	譲渡不可能
5	所有者による利用の裁量的な解消の可能性	解消に厳しい制限あり	解消が容易
6	<付加的な基準> 国際会計基準との整合性	利用者の会計で資産計上している場合、SNA においても、使用者の資産（売買扱い）とする根拠の一つになる	

(出所) 吉野 [2012]を加筆修正。

(注1) 上記1, 5における「所有者」は、当該契約の事前の段階で資産を所有していた主体（政府が電波周波数域の利用許可をオークションにより民間事業者に付与する場合、「所有者」は政府を意味する）。

(注2) なお2008SNAでは、自然資源の売買と資源リースを区別する上で、単一の普遍的かつ明確な基準は存在せず、ある程度幅を持った基準で検討することが必要とされており、上記の6基準はその判断材料としての意味を持つ。

参考文献

総務省 [2011] 「周波数オークションに関する懇談会報告書」

吉野克文 [2012] 「携帯周波数の競売と国民経済計算」, 『季刊国民経済計算』 No.149